

県営建設工事請負契約に付す契約の保証の種類の確認方法について

平成9年1月6日建振第 283号
土木部内各室課長、各地方公所
長あて 土木部長通知

このことについては、これまで事務担当者が請負者に口頭により確認しておりましたが、起案事務等において、契約保証の種類を客観的に確認することが不可能なため、一部の事務に支障をきたす場合が見受けられました。

このことから、今後、契約の相手方が付す契約の保証の種類の確認は、別紙「契約の保証に係る届出書」を契約の相手方から提出させる方法により行うこととしたのでよろしくお願ひします。

記

1 提出方法

落札後、契約の相手方が提出する課税（免税）事業者届出書と併せて別紙「契約の保証に係る届出書」を提出させること。

2 その他

(1) 提出された「契約の保証に係る届出書」は、課税（免税）事業者届出書と同様、契約伺（起案文書）に添付すること。

(2) この取扱いに伴う契約事務の流れは別添のとおりですので、事務の参考としてください。

平成9年1月6日建振第 283号
本庁各部局長、議会、監査委員
及び各委員会の事務部局の長、
医療局長、企業局長あて 土木
部長通知

このことについて、土木部における取扱いを定め、別添写しのとおり部内各室課長等に通知したのでお知らせします。

別添写し省略